議案第７５号

木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、下記のとおり木津川市木津老人福祉センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日提出

木津川市長　谷口　雄一

記

１　施設の名称及び所在地

名　称　木津川市木津老人福祉センター

所在地　木津川市木津川端１９番地

２　指定管理者　木津川市木津川端１９番地

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会

会長　馬　泰子

３　指 定 期 間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

参考資料（議案第７５号）

木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について

１　指定管理者の概要

（１）　団　体　名　社会福祉法人木津川市社会福祉協議会

（２）　代 表 者 名　会長　馬　泰子

（３）　所　在　地　木津川市木津川端１９番地

（４）　設立年月日　平成１９年3月１２日

（５）　基　本　金　４，０００，０００円

２　選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和８年１１月５日開催の木津川市木津老人福祉センター指定管理者選定委員会において、応募のあった団体（１事業者）に対し応募提案に関する審査を行った。

審査の結果、施設の管理運営について理解し、また、利用者サービスの向上への取組方針や市の福祉施策と密接な連携を保ちながら高齢者をはじめ福祉の向上のための事業運営を行っていること、また、高齢者福祉に関わってきた経験や実績を活かすことにより、木津川市木津老人福祉センターの設置目的である高齢者福祉の拠点としての役割を発揮できるとともに、事業内容や収支計画案等を総合的に評価して、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会が指定管理者として妥当であると判断し、選定したもの。

３　指定管理者に行わせる業務

（１）　木津川市木津老人福祉センターの利用の許可に関する業務

（２）　木津川市木津老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　木津川市木津老人福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務

（４）　前３号に掲げるもののほか、木津川市木津老人福祉センターの運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

政策等の形成過程の説明資料

議　　案　　名	議案第７５号　木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について	
担　　当　　課	高齢介護課　高齢者福祉係	
提案事項の概要等（必要性、効果等）	本市では、木津川市木津老人福祉センター（以下「福祉センター」という。）について、高齢者福祉の向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入しています。 現在の指定管理期間が、令和９年３月３１日で満了となることから、施設の設置目的を満たすことができ、地域福祉事業に精通し施設管理経験を有するとともに、管理運営について創意工夫のある者を指定するものです。	
提案に至るまでの経緯	・１０月１日～１０月１５日 指定管理者募集要項を配布 ・１０月１４日～１１月２日 公の施設の指定管理者指定申請書等の必要書類を受付 ・１１月５日 指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者を選定	
市民参加の状況	■有　　□無 指定管理者の選定に当たり、地域の民生児童委員や施設利用者等の住民の代表として、木津老人福祉センターを活動拠点としているサークル活動利用者から選定委員会委員を選出しました。	
市総合計画の位置付け	基本方針	２　誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	４　福祉
	施　　策	②　高齢者福祉
概算事業費（単位：千円）	□単年度（　　年度） ■複数年度（令和９年度～１１年度） 総額２４，６６０千円（予定）（８，２２０千円／年度） ※具体の委託料は年度協定により定める。 木津老人福祉センター管理事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津老人福祉センターは、「指定管理者制度の採用と指定に関する指針」の「第１　指定管理者制度の採用と指定に関する基準」から総合的に検討し決定することとされており、各項目の基準を満たしていることから、引き続き指定管理制度による指定を行うことが適切であると考えます。また、指定管理制度による指定を行うことにより、限られた予算の範囲内で堅実に管理運営業務が実施されると考えます。	